

保護者のみなさまへ

～就学援助制度のお知らせ～

松山市では、お子さまが公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）へ就学するうえで、経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助を行っています。

この制度を希望される方は、お子さまが通学または通学を予定している小・中学校へお申し込みください。
なお、この制度は毎年度お申し込みが必要ですので、昨年度認定の方も必ずお申し込みください。

◎援助の対象となる方は

以下のいずれかに該当する方（ただし、世帯内で該当理由はいずれかに統一してください。）

※生活保護を受給している方は修学旅行費と医療費のみ支給対象です。（お申し出は不要です。）

| 該当理由 | 必要書類 | 備考 |
|---|--|---|
| ① 生活保護が停止または廃止された方 ※停止または廃止後に世帯の構成が異なる場合は、この理由での申請はできません。 | 在校生…特になし 就学予定者（新小学1年生） …保護廃止（停止）決定通知書 および 保護受給証明書 | 停止または廃止され、申請を希望される場合は、すみやかに学校へお申し出ください。 |
| ② 市町村民税が非課税の方 | 市県民税課税（所得）証明書 | 学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。 |
| ③ 市町村民税が減免されている方 | 通知書 | |
| ④ 個人事業税が減免されている方 | 通知書 | |
| ⑤ 固定資産税が減免されている方 | 通知書 | 新築住宅に対する軽減の措置等は対象外です。 |
| ⑥ 国民年金の保険料が免除されている方 ※4分の1免除は対象外です。 ※世帯に国民年金以外の年金制度の方がいる場合等は、この理由での申請はできません。 | 国民年金保険料免除申請承認通知書 または 国民年金保険料免除理由該当通知書 | 学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。 |
| ⑦ 国民健康保険の保険料が減免 または 徴収猶予・軽減されている方 | 国民健康保険料納入通知書 | 世帯の方全員の氏名が確認できる必要があります。 |
| ⑧ 児童扶養手当を受給されている方 | 児童扶養手当証書 | |
| ⑨ 生活資金貸付金を受給されている方 | 生活福祉資金貸付決定通知書 または 通帳の写し（口座名義・振込金額） | 令和4年度・5年度に貸付を受けた方が対象です。 |
| ⑩ 経済的理由によりお困りの方 | 市県民税課税（所得）証明書 | 学生及び幼児・乳児を除く全員の証明が必要です。 |

※「市県民税課税（所得）証明書」は原本をご提出ください。市役所納税課・市民課・支所・サービスセンター等で取得できます。（小学校と中学校にお子さまがいる場合は、いずれかに原本を添付すれば、ほかはコピーでかまいません。）

※③～⑨の項目で原本を提出することが適当でない書類はコピーでかまいませんが、各学校が原本を確認させていただきますのであらかじめご了承ください。

※⑩の項目で、否認定となった際、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、直近の収入が減った場合、再申請ができます。

◎申請の方法は

申請先は各小・中学校です。（学級担任または学校事務職員へお申し出ください。）

お子さまが小学生・中学生の場合は通学している各学校で、就学予定者（新小学1年生）の場合は入学を予定している各小学校で受け付けます。

各学校に「就学援助希望申請書」がございますので、必要事項を記入・押印して、該当理由に必要な書類（所得証明書など）といっしょに学校へ提出してください。

なお、小学校と中学校にお子さまがいる場合は、それぞれへ申請する必要があります。

お問い合わせ・申し込み先は、お子さまが通学・または通学を予定している小・中学校です。

◎申請の受付時期は

学校により異なりますが、おおむね次の表ようになります。

| | 学 年 | 申請の受付時期 | 認定月日（援助開始日） |
|--------------------------|-------------------------|--|--|
| 当初認定 (年度の初めから認定される場合) | 在学中の児童生徒 | 毎年1～2月頃 ※令和5年度の認定を希望する場合は、令和5年1月～2月頃の学校での受付時期にお申し込みください。 | 4月1日 |
| | 新1年生 | 毎年1月頃～4月末日まで (この時期を過ぎますと、お支払いできなくなる援助費がございますので、あらかじめご了承ください。) | 4月1日 |
| 追加認定 (年度の途中から認定される場合) | すべての学年 | 原則として随時受付 (年度途中の認定のため、援助費の月割りによる減額や、お支払できない費目がある場合がございますので、あらかじめご了承ください。) | 原則として申請日の翌月1日 例) 6月7日に学校へ申請した場合 →認定月日は7月1日となります。 |
| 入学準備金 (入学前支給を希望する場合) | 就学予定者 翌年度の 新小学1年生 | 毎年10～12月(入学前)頃 (この時期を過ぎますと、入学後のお支払いとなる場合があります。) | 原則として申請日の翌月1日 例) 11月7日に学校へ申請した場合 →認定月日は12月1日となります。 |

◎援助の内容は

| | 令和5年度の援助内容 | | |
|------------------------|--|---------------------------|-------------------------------------|
| | 小 学 校 | 中 学 校 | 備 考 |
| 学用品費等 | 1年 13,230円 2年～ 15,500円 | 1年 25,040円 2年～ 27,310円 | 年額です。認定月日によって月割りとなります。 |
| 入学準備金 (新入学児童生徒学用品費) | 54,060円 | 63,000円 | 入学後の支給は、入学前に受給していない4月1日認定の1年生に限ります。 |
| 少年自然の家費 宿泊校外活動費 | 実費 (上限 3,690円) | 実費 (上限 6,210円) | 各行事の実施前までに認定された方 |
| 修学旅行費 | 実費(一部対象とならない経費があります) | | |
| 給食費 | 実費 | | 市立小中学校の児童生徒のみ対象です。 |
| 医療費 | 特定の疾病の治療について援助されます。 ※詳細は学校または松山市教育委員会保健体育課 (TEL089-948-6596)へお問い合わせください。 | | 市立小中学校の児童生徒のみ対象です。 |

◎援助費の支給方法と時期は

援助費はいったん、松山市教育委員会から学校長口座あてに振り込みます。その後、学校を通じて認定者(保護者)の口座等に支給されます。(ただし、給食費など学校で精算したり、医療費のように医療機関へ直接振り込んだりするものもあります。)

☆教育委員会から学校長口座へ振り込む時期☆(保護者口座等への支給はこれより後になります)

学用品費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年3回(6月・9月・1月を予定)

※追加認定等の場合はこの限りではありません。

入学準備金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入学前の3月または入学後の6月を予定

修学旅行費・少年自然の家費・宿泊校外活動費・・・6月以降、随時。

◎お願い

就学援助の受給中に、経済状態が良くなったり、生活状態が申請時と大きく変わったりしたなどの理由により、就学援助を受ける必要がなくなった時は、すみやかに学校へお申し出ください。

(受給要件を満たしていないことが判明した場合、遡って就学援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。)